

# 令和4年度牛群育種改良（ゲノム解析）推進事業

## 1. 目的

県下生産者の所有する乳用牛のゲノム解析によって効率的な育種改良を行い、生産性の高い牛群を構築し、酪農経営収益の向上につなげることを目的とする。

## 2. 事業主体

この事業主体は、熊本県酪農業協同組合連合会（以下「本会」という。）とする。

## 3. 事業実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

※令和5年3月31日までに検査依頼機関より検査結果の報告が本会へ届いたものを対象とします。なお、検査結果は申し込みから1～2か月程度かかることから、令和5年1月末頃までに検査依頼したもののが対象となります。

## 4. 助成金

事業期間中にゲノム検査を依頼し、検査結果が出た場合に6千円（消費税は不課税）以内の助成を行う。ただし、事業費を超えた場合の助成金は按分減額とする。

## 5. 助成の上限

1農家15頭までとする。

## 6. 事業費

本事業の事業費は3,600千円以内とする。

## 7. 事業対象者

本会会員の組合員であって本会への生乳出荷があり、牛群検定を実施している生産者とする。

また、ゲノム検査の結果については、本会へ情報開示を行うものとする。

## 8. 分析対象牛

分析対象は、自牧場産の未経産牛とする。

また、遺伝子解析となることから、分析対象牛の父が明らかであり、血統登録済みもしくは登録が見込まれる牛とする。

## 9. 申し込み及び請求方法

ゲノム検査を実施する生産者は、本会より所属組合を通じて検査シートまたは専用キット及び検査申込書を受け取り、サンプル（血液・耳片）を採取し、必要事項を記入の上、所属組合を通じて検査機関に直接送付を行う。

ゲノム検査を実施した生産者は、令和4年度牛群育種改良（ゲノム解析）推進事業実施報告書（様式1）を作成のうえ、所属組合へ提出する。

助成金の請求については、生産者から報告のあった令和4年度牛群育種改良（ゲノム解析）

推進事業実施報告書（様式1）を組合が取りまとめのうえ、令和4年度牛群育種改良（ゲノム解析）推進事業請求書（様式2）とともに、令和5年3月末日までに本会へ提出するものとする。

## 10. 助成金の支払い

本会が令和4年度牛群育種改良（ゲノム解析）推進事業請求書（様式2）と検査依頼機関より報告のあったデータと照合のうえ、令和5年4月末までに助成金の支払いを行う。

## 11. 分析機関及び依頼機関

- GeneSeek（米国）／エリートジェノミクス株式会社
- Zoetis（米国）／株式会社野澤組

## 12. 助成対象検査種類

- セレクト+A2  
※GeneSeekの場合
- クラリファイド+ベータカゼインA2  
※Zoetisの場合

## 13. その他

この事業に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、本会会長が別に定めることができるものとする。

様式1（生産者一覧表一括請求）		年	月	日
らのうマーカーズ 会員 領部 種		組合名 農家名		
No.	個体識別番号	検査依頼月	検査依頼月（いざれかごとで御座）	貢献料金（円）
1		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
2		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
3		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
4		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
5		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
6		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
7		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
8		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
9		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
10		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
11		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
12		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
13		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
14		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
15		月 日 A. GeneSeek (米国)	N. Zoetis (米国)	
小計				

※注1. 申請の上限は、1生産者15頭までとする。  
※注2. 本表は令和5年3月末までに生産者経営を実行すること。  
※注3. 貢献金の支払いについて: 依頼依頼機関より報告のあったデータと照合のうえ、実績の確認を行い支払うものとする。

様式2（農協一括請求）		年	月	日
らのうマーカーズ 会員 領部 種		組合名 組合長名		
No.	生産者コード	生産者名	ゲノム解析助成内容	
			検査頭数(頭)	検査料金合計(円) (税込400,000円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
小計				

※注1. 申請の上限は、1生産者15頭までとする。  
※注2. 本表は令和5年3月末までに生産者経営を実行すること。  
※注3. 貢献金の支払いについて: 依頼依頼機関より報告のあったデータと照合のうえ、実績の確認を行い支払うものとする。

## 令和4年度乳用種性別精液推進事業

### 1. 目的

性別精液の活用により自家産の乳用種雌牛を効率的に確保し、本県酪農業の生産基盤の維持を図るため、乳用種性別精液の利用に対して、助成措置を講じるものとする。

### 2. 事業対象者

熊本県内の生乳出荷者で、組合を通じて本会と令和4年度（一社）全国畜産配合飼料価格安定基金数量契約を締結している生産者、もしくは基金間移動および令和5年3月3日までに加入できる生産者とする。

### 3. 事業実施期間

令和4年4月1日から令和5年2月末日までとする。

### 4. 助成金の交付要件

- (1) 対象とするホルスタイン種性別精液
  - ①国産精液は、令和2年度以降にNTP 40位以内にランクした性別精液で、本会が供給しているものとする。
  - ②輸入精液は、令和2年度以降にTPI・LPI 100位以内にランクした性別精液、若しくはNTP換算で40位以内相当にランクした性別精液で、本会が供給しているものとする。

#### (2) 助成の上限

令和4年4月1日から令和5年2月末日までの間に授精したもので、1発情あたり1本とし、且つ1頭につき3本までとする。  
但し、採卵で使用する場合のみ1発情で3本まで助成の対象とする。

### 5. 助成金

本事業に係る事業費は10,600千円以内とし、1回の授精に2千円（消費税別）以内を助成するものとする。

但し、精液本体価格が4千円未満のものは2分の1以内の助成とする。

※なお、事業費を超える申請があった場合は、事業量に応じて按分減額する。

### 6. 申請方法

授精に際し、生産者が交配実績報告書（酪農家用）（様式1）に使用済みストローを添付したものと所属組合に提出し、これを各組合が取りまとめのうえ、事業実績報告書（組合用）（様式2）とともに令和5年3月10日までに本会へ提出するものとする。

但し、令和4年9月末までに授精したものについては、令和4年10月末までに所属組合を通じて交配実績報告書（酪農家用）（様式1）を本会へ提出するものとする。

また、採卵用として使用した場合は、交配実績報告書（酪農家用）（様式1）に採卵証明書の写しを添えて提出するものとする。（採卵証明書の写しがない場合は助成の対象外とする）

実績報告時に受胎確認ができるものについてはその結果を報告し、それ以外のものについては、後日改めて報告を行う。

### 7. 助成金の支払い

令和5年4月末までに、支払うものとする。

様式1 (生産者→農協→県農連)				
令和4年度乳用種性別精液推進事業 交配実績報告書（酪農家用）				
らくのうマザーズ 会員 開拓 地 帯				
組合名 氏名 _____				
令和4年度乳用種性別精液推進事業に係る又かくのうについて、下記の通り報告致します。				
No.	生産者番号	生年月日	供給日	販売日
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
合計				

※欄内空白のストローはダーツマークで、ストロー切り口は斜線にて記入して下さい。

様式2 (農協→県農連)				
令和4年度乳用種性別精液推進事業 実績報告書（組合用）				
らくのうマザーズ 会員 開拓 地 帯				
組合名 会員名 _____				
令和4年度乳用種性別精液推進事業の実績について、下記の通り報告致します。				
No.	組合名	授精本数	申請額	消費税
1	1	1	1	1
2	2	2	2	2
3	3	3	3	3
4	4	4	4	4
5	5	5	5	5
6	6	6	6	6
7	7	7	7	7
8	8	8	8	8
9	9	9	9	9
10	10	10	10	10
11	11	11	11	11
12	12	12	12	12
13	13	13	13	13
14	14	14	14	14
15	15	15	15	15
合計				

# COLUMN —コラム—

## 「酪農経営に思うこと ～農業コンクールをとおして～」

昨年度まで5年間、農業技術課の農業革新支援センターで農業コンクールの審査員の立場で、県内の多くの酪農経営を見させていただきました。新規参入農家から大規模経営まで様々な優良な酪農家を拝見した中で、皆さんに共通していたことがあります。なんだと思いますか？牛舎の整理整頓ができている？牛の栄養状態が良い？もちろんそれらも共通していますが、私が感じたことは2つです。

1つ目は具体的な将来の目標や理想とする姿をはっきりとイメージできているということです。実際に現地に行ってみると、一見するともう改善をする余地がないと思うこともありますが、ほとんどの人はさらなる将来ビジョンを持っています。それは、単に規模拡大したいというだけでなく、搾乳ロボットをはじめとするICT機器をどう活用できるか、地域の次世代を担う後継者を育てるにはどうすれば良いかといった経営の枠を超えた大局観にまで及びます。

2つ目は鋭い経営感覚です。これは単にコスト感覚だけでなく、将来を見据えた投資、新技術の導入や耕畜連携といった様々な分野に及びます。どこの経営体であっても1度か2度は経営のピンチが必ずあります。そのピンチをどう乗り越えるか、あるいはその経験を通じて、経営感覚が研ぎ澄まされているように思います。

振り返ってみると2つとも目には見えないものですが、これらを具現化することができる方が、優良な経営に結びついていたと思います。

さて、グローバルな視点に転じると、世界有数の穀倉地帯といわれるウクライナ地域の情勢により世界的な穀類の供給がひっ迫することが予想されています。

酪農経営を考えたときに、全算入生産費に占める飼料費の割合は、熊本県の経営指標においても約6割近くを占めています。こうした中で自給飼料の重要性がクローズアップされるのは必然的な流れです。今までも耳が痛くなるほど自給飼料の重要性を聞いてきたと思いますが、今年ほど身に



熊本県畜産研究所  
飼料研究室 室長  
石橋 誠 氏

染みて実感する年はないかもしれません。ただ、自給飼料を生産するときに使う機械、資材、燃料も高騰しています。やみくもな購入飼料体系からの転換はリスクも伴いますが、長期的な視点で見ると自給飼料の重要性はこれからも変わらないと思います。

最近では子実用トウモロコシの作付けが全国的に広がりを見せています。国産濃厚飼料に向けた取組みとして機運が高まっていますが、ほ場、栽培、収穫、保管から給与まで多くの検討項目があります。最近では集落営農組織等もこの子実用トウモロコシの作付けに興味を持っていると聞きます。

ロシアでは「こぼしたミルクを嘆くな、残ったミルクを大切にしろ」ということわざがあります。今のロシアが残ったミルクを大切にしているかどうかは分かりませんが、今の経営で自分に何ができるかを整理することも重要なことだと思います。

最後になりましたが、酪農をめぐる情勢はかつてないほど先が見通せなくなっていますが、多くの酪農家さんを拝見した私は、この世界情勢に起因するピンチをチャンスに変える力を皆さんに持っていると確信しています。

### 経歴

#### 石橋 誠 氏

平成11年 熊本県入庁  
畜産研究所 自給飼料、環境部門を担当  
平成18年～  
阿蘇地域振興局  
平成22年～  
畜産課（経営環境班）  
平成26年～  
上益城地域振興局  
平成29年～  
農業技術課 農業革新支援センター  
令和4年4月～  
農業研究センター 畜産研究所 飼料研究室

# 無人航空機の登録制度の創設(航空法の一部改正／令和2年6月24日公布)



国土交通省

- 令和2年6月24日に公布された改正航空法に基づき、無人航空機の機体の登録制度が創設。  
→ 所有者等の把握、危険性を有する機体の排除等を通じ無人航空機の飛行の安全の更なる向上を図ります。
- 令和3年11月25日に公布された政省令等により、令和4年6月20日に無人航空機の登録が義務化。  
→ 本制度の手続等の詳細が規定されるとともに、令和3年12月20日から事前登録が受付開始します。

## 登録制度のイメージ 「無人航空機登録要領」の 位置付け

### ①登録申請 所有者

オンラインで手続  
※郵送も受付

新設

#### 機体情報

- ・種類
- ・製造者
- ・型式
- ・製造番号 等

#### 所有者・使用者情報

- ・氏名・名称
- ・住所 等

#### 登録記号通知

(例) AA01



- ①登録義務関係
- ・無人航空機は登録を受けなければ航空の用に供してはならない
  - ・安全上問題のある無人航空機の登録拒否
  - ・3年ごとの更新登録
  - ・変更届出
  - ・抹消登録
  - ・不正登録時等の登録取消し
- ②表示義務関係
- ・無人航空機は登録記号の表示等の措置を講じなければ航空の用に供してはならない
- ③その他
- ・安全上問題のある機体や表示義務違反に対する国土交通大臣の是正命令

- ・令和4年6月20日施行
  - ・先行して令和3年12月20日から事前登録受付開始
- ・機体に直接記載又は貼付
- ・登録記号を含む機体識別情報発信 (リモートID機能)

## 「酪農家の皆様の入院リスクについて考える」

### ～酪農共済の入院給付金を切り口としての調査結果～

酪農家の皆様の身体の健康状態について、酪農共済での実際の入院給付金支払い原因の統計を通じて考えてみます。酪農家の皆様は、どのようなことに注意が必要なのか？という点が炙り出されておりますので、是非、ご参考にしていただきたいと願います。

酪農共済の長い歴史と実績から、入院の原因を探りました。

<酪農共済での過去5年間の支払い実績> (ハイ・メディカルスーパー)

順位	症名	給付数	割合
1位	がん	338	14.3%
2位	骨折	298	12.6%
3位	関節	167	7.1%
4位	腸	133	5.6%
5位	心臓	88	3.7%
6位	腱断裂	63	2.7%
7位	眼	41	1.7%
8位	脳	29	1.2%
9位	ヘルニア	26	1.1%
10位	関節	22	0.9%
11位	半月板	20	0.8%
12位	結石	19	0.8%
13位	帝王切開 他	19	0.8%
14位	肺	18	0.8%
15位	腰	14	0.6%
16位	挫創	12	0.5%
17位	打撲	11	0.5%
18位	切断	11	0.5%
19位	痔	11	0.5%
20位	脳挫傷	10	0.4%
	その他	1011	42.8%

全国酪農協会作成資料

<酪農家に限定しない一般的な方が加入される共済での支払い実績>

50代男性 入院の原因

順位	原因	割合
1	糖尿病	4.7%
2	脳梗塞	3.6%
3	胃ガン	3.3%
4	肺ガン	3.3%
5	消化器系の疾患	3.0%
6	肝臓ガン	2.8%
7	結腸ガン	2.7%
8	椎間板ヘルニア	2.7%
9	胃潰瘍	2.5%
10	肺炎	2.4%

50代女性 入院の原因

順位	原因	割合
1	子宮ガン	7.7%
2	乳ガン	6.9%
3	糖尿病	3.4%
4	胆石症	3.0%
5	子宮筋腫	2.9%
6	関節症	2.3%
7	結腸ガン	2.2%
8	肺炎	1.9%
9	胃ガン	1.9%
10	卵巣腫瘍	1.7%

※COOP共済の支払実績 (Hoken-erabi.netより引用)

前ページの表と上記の表を比べていただくと大きな差に気がつくと思います。

1. 酪農家の皆様は、ケガの率が非常に高い。 (太字がケガの支払い)  
また重症なケガが多い。
2. 病気では、一般的には生活習慣病が上位を占めるが、酪農家の皆様はそうなっていない。  
血圧系・血管系の病気が一般よりも少ないので?
3. 糖尿病の方の数が比較的に少ない。 每年数件しかいない。
4. 酪農共済では、関節・ヘルニア・腰が上位となっている。  
関節病が酪農家の職業病？
5. 白内障を中心とした眼の病気、大腸ポリープ、結石が多い。

酪農家の方は、一般の方と比べるとケガのリスクが非常に高いので、より一層の注意が必要です。また、その備えも絶対に必要です。

⇒酪農ハイ・メディカルスーパーは、ケガの1入院、最長1,095日までお支払いしますので安心して治療を受けることができます。病気の入院でも1入院の限度日数が360日となっていますので、病気入院でも安心して治療を受けることができます。

保険や共済を選ぶ場合、本当に困ったときに、役立つ制度か否かを見極めて頂くことが肝心だと思います。  
また、過去に病気等により保険や共済にご加入出来なかった方は、3月1日より酪農ハイ・メディカルスーパーの健康告知が大幅に緩和されておりますので、一度パンフレットをご覧いただければ幸いです。酪農共済についての資料をご要望の方は、(全国酪農協会: ☎03-3370-5488 佐々木)までご連絡下さればお送りいたします。資料ご請求の方に素敵なモ～モ～グッズを進呈いたします。ご連絡をお待ちしています。